

地域における若者支援について



内閣官房再チャレンジ担当室

平成20年6月6日

目次

- 「再チャレンジ支援総合プラン」改正(概要)
(平成20年1月17日 「多様な機会のある社会」推進会議) 2ページ

- 地域における若者支援の拡充 地域における若者支援5原則
(平成19年5月31日 「多様な機会のある社会」推進会議) 4ページ

- 地域における若者支援推進課長等会議の設置 5ページ

- 地域若者サポートステーションにおける支援の概略(概念図) 6ページ

- 平成20年度・地域若者サポートステーション事業の拡充 7ページ

- 地域における若者支援(「ネットワーク、個人情報への取扱いに対する考え方」取りまとめ)
(平成20年3月31日 地域における若者支援推進課長等会議) 8ページ

- 英国の若者支援プログラム「コネクションズ」について 12ページ

「再チャレンジ支援総合プラン」改正（概要）

平成20年1月17日
「多様な機会のある社会」推進会議



施策の基本的方向

1. 支援を必要としている「人」へのきめ細かな対策
2. 障害となっている制度の改正
3. 社会意識・慣行の見直しへの働きかけ

重点課題

フリーター・ニート
非正規労働者
多重債務者
事業失敗者

長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ

子育て女性
配偶者からの暴力被害者
障害者、発達障害者
母子家庭等の子ども
刑務所出所者

機会の均等化

退職した団塊世代
学習意欲のある社会人
UJターン希望者
人生二毛作
二地域居住

複線型社会の実現

これまでの成果

法律改正

- ・雇用対策法、パートタイム労働法、中小企業信用保険法等
- ・労働契約法(新法)

目標数値の達成度

- ・フリーター数 217万人(2003年)→187万人(06年)
約15.7万人のフリーターの常用雇用化(2007年4～10月)
- ・女性の労働力人口 1762万人(2005年)→1801万人(07年10月)
- ・障害者の就職件数 43,987件(2006年度)→27,464件(07年4～10月)
- ・60歳以上の労働力人口 969万人(2005年)→1063万人(07年10月)

周知・広報活動の実施

- ・地方セミナーの開催
- ・内閣総理大臣表彰の実施

プランの推進方策

平成20年度予算案等を反映し所要の改正

行動計画(別表2)
(19年度中～21年度)
244項目の個別施策

予算措置(別表4)
(平成20年度予算案)
1898億円

法律改正(別表3)
障害者雇用促進法等の
改正法案を国会へ提出

社会への働きかけ
地域における再チャレンジ事例の収集・周知等

行動計画の概要



長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ

フリーターの常用雇用化、ニートの職業的自立

- ハローワーク・ジョブカフェにおけるきめ細かな相談、能力開発
- 試行雇用とその求人の確保
- 地域若者サポートステーション事業の拡充
- 改正雇用対策法に基づく若者の雇用機会の確保
- 国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)実施
- 「職業能力形成システム」(ジョブ・カード制度)の創設

パート労働者の均衡待遇等

- 労働契約法の周知(契約ルール明確化)
- 改正パートタイム労働法に基づく正規・パート労働者間の均衡待遇の確保
- 社会保険適用の拡大

多重債務の防止等

- 関係省庁間の連携強化
- 新たな相談窓口の設置

事業失敗者の再起業等

- 再起業や事業再生を支援する融資・保証制度、及び専門的相談窓口事業の実施
- 本人保証・第三者保証や不動産担保を求めない保証・融資の拡充
- 事業失敗者の公的賃貸住宅への優先入居

機会の均等化

子育て女性の再就職・起業等

- 女性向け情報・相談窓口の一元化
- マザーズハローワーク等の女性向け施設・窓口の充実
- 子育て女性等の再就職準備の支援
- DV被害者の身元保証人の確保

障害者の就業

- 福祉的就労から一般雇用への移行促進
- 生活面から就業面までの一体的支援
- 試行雇用、職業訓練
- 障害者雇用促進法改正(短時間労働への対応、中小企業における障害者の雇用促進)

家庭環境に恵まれない子どもの環境の改善

- 母子家庭の母への就労支援
- 児童養護施設等の子どもへの就学・就労支援
- 余裕教室を利用した子どもたちの放課後・週末の学習支援

罪を犯した人の社会復帰

- 受刑者への就職アドバイス
- 出所者の職場体験、試行雇用

在宅勤務の拡大

- テレワークの推進

複線型社会の実現

UJIターン、人生二毛作の促進

- 普及啓発のための情報提供の強化
- 農林漁業への就業に向けた研修や起業の支援
- 空き家の活用促進等による多様な居住ニーズへの対応

二地域居住の促進

- 情報提供の強化
- 滞在型市民農園等の整備促進

退職した団塊世代の活躍の場の拡大

- 奨励金等による70歳以上までの雇用確保
- 企業を退職した団塊世代等が地域・中小企業で再活躍できる仕組みの構築

社会人の学び直し

- 大学や専修学校等を活用した学習機会の提供
- 社会人を対象とした産学連携による実践的教育プログラムの開発

若者は、将来の我が国社会の在り方を左右する存在であり、その進路選択等をしっかりと支援していくことは、再チャレンジ支援全体の中でも特に重要

地域における若者支援5原則

1. すべての若者に対する

(1) 支援ニーズの掘り起こし

- ⇒ 組織に属していない支援対象者を把握し、地域若者サポートステーション(サポステ)等に誘導

(2) 相談拠点の充実

- ⇒ サテライトの設置等について検討

2. 一人の人があらゆる悩みに答える

(1) 分野横断的な対応が可能な相談員の養成

- ⇒ 個別的・継続的な支援を行うことができる相談員を養成するための研修プログラムの作成

(2) 相談拠点における相談員の充実

- ⇒ 家庭訪問を行う人員の配置

3. アウトリーチ(訪問支援)を行う

(1) 訪問支援手法の確立

- ⇒ 訪問支援員が家庭訪問を行い、地域の若者支援機関に誘導

(2) 相談拠点の充実

- ⇒ 訪問支援員 及び 相談員の養成方法について検討。平成20年度から実地訓練を含むセミナー等の実施を検討

4. ネットワークを構築する

(1) 連携のための枠組みづくり

- ⇒ 関係府省等会議の設置

(2) 地域における連携の強化

- ⇒ 地方自治体、サポステ、教育委員会や警察署、保護観察所、児童相談所、少年補導センター等の間の情報交換

5. 早期に対応する

(1) 早期の支援

- ⇒ 中学校など早い段階で、サポステの存在を周知

(2) 支援の継続

- ⇒ 地域の若者支援機関の生活訓練的な機能の充実

地域における若者支援推進課長等会議の設置



平成19年9月13日「多様な機会のある社会」推進会議決定

1. 趣旨

- 「再チャレンジ支援の今後の方向性」（平成19年5月31日「多様な機会のある社会」推進会議（以下「再チャレンジ推進会議」という。）決定）に基づき、地域における若者支援を拡充するため、再チャレンジ推進会議に、地域における若者支援推進課長等会議（以下「課長等会議」という。）を設置する。

2. 構成

議長 内閣官房再チャレンジ担当室長

内閣官房再チャレンジ担当室参事官

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

付参事官（青少年育成第1担当）

内閣府男女共同参画局推進課長

総務省自治財政局調整課長

法務省矯正局少年矯正課長

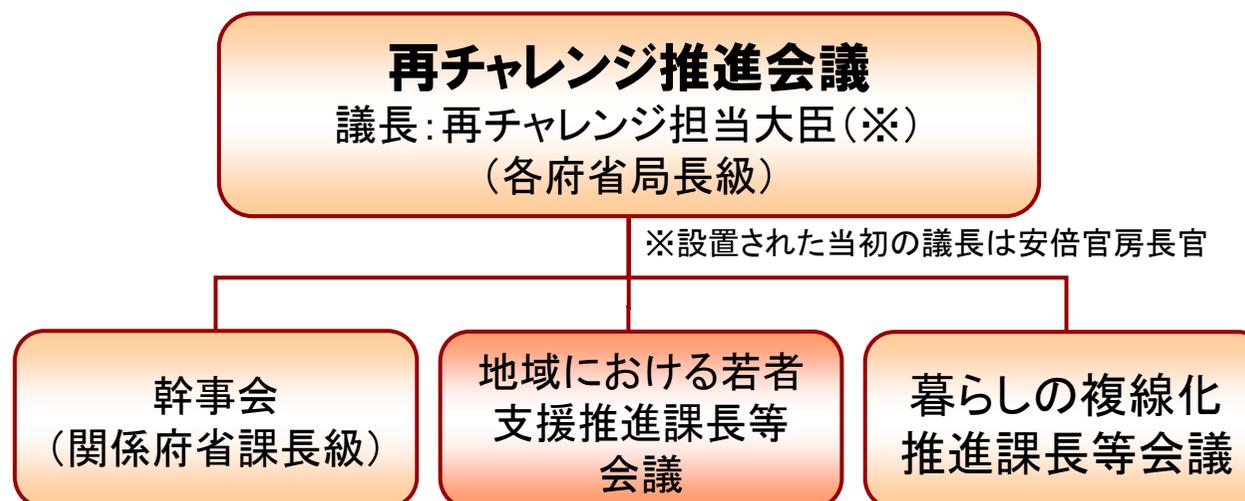
法務省保護局更正保護振興課長

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

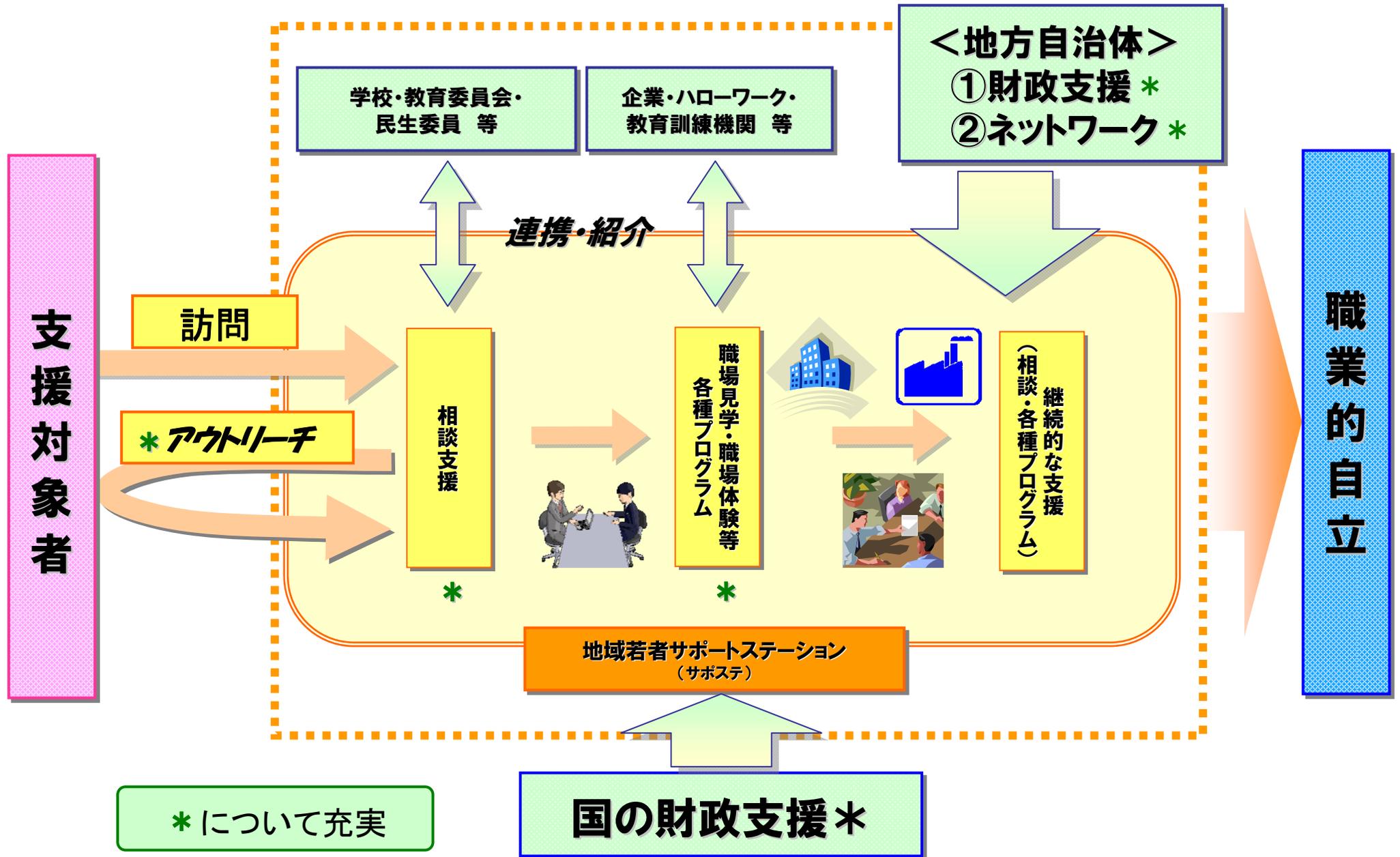
厚生労働省職業能力開発局総務課長

厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室長

経済産業省経済産業政策局産業人材参事官



地域若者サポートステーションにおける支援の概略（概念図）



「地域若者サポートステーション」：ニート等の若者の職業的自立を支援するための拠点（相談支援、職場見学・職場体験のプログラム等を実施）。

- ・ 延べ来所者数：35,244名（18年度）、62,677名（19年4～9月）

(1) 国からの委託先（箇所数）の拡大 <委託先：NPO法人等>

平成19年度：50か所 ⇒ 平成20年度：77か所

〔厚生労働省予算〕 19年度：10億円 ⇒ 20年度：14億円

(2) 地方財政措置の創設

サポートステーションが行う事業のうち、地域の実情に応じた取組については自治体が主体となって実施することとし、これに対する地方財政措置を新たに講じる。

〔地方財政措置総額〕 20年度：12億円（新規）

1. ネットワークの構築

➡ 専門領域の違いを超えて、全ての機関が主体的に協力する。

□ 若者自立支援のネットワークには、大きく分けて、①「発見・誘導」重点型、②「参加」重点型、③「自立」重点型、④その他がある。

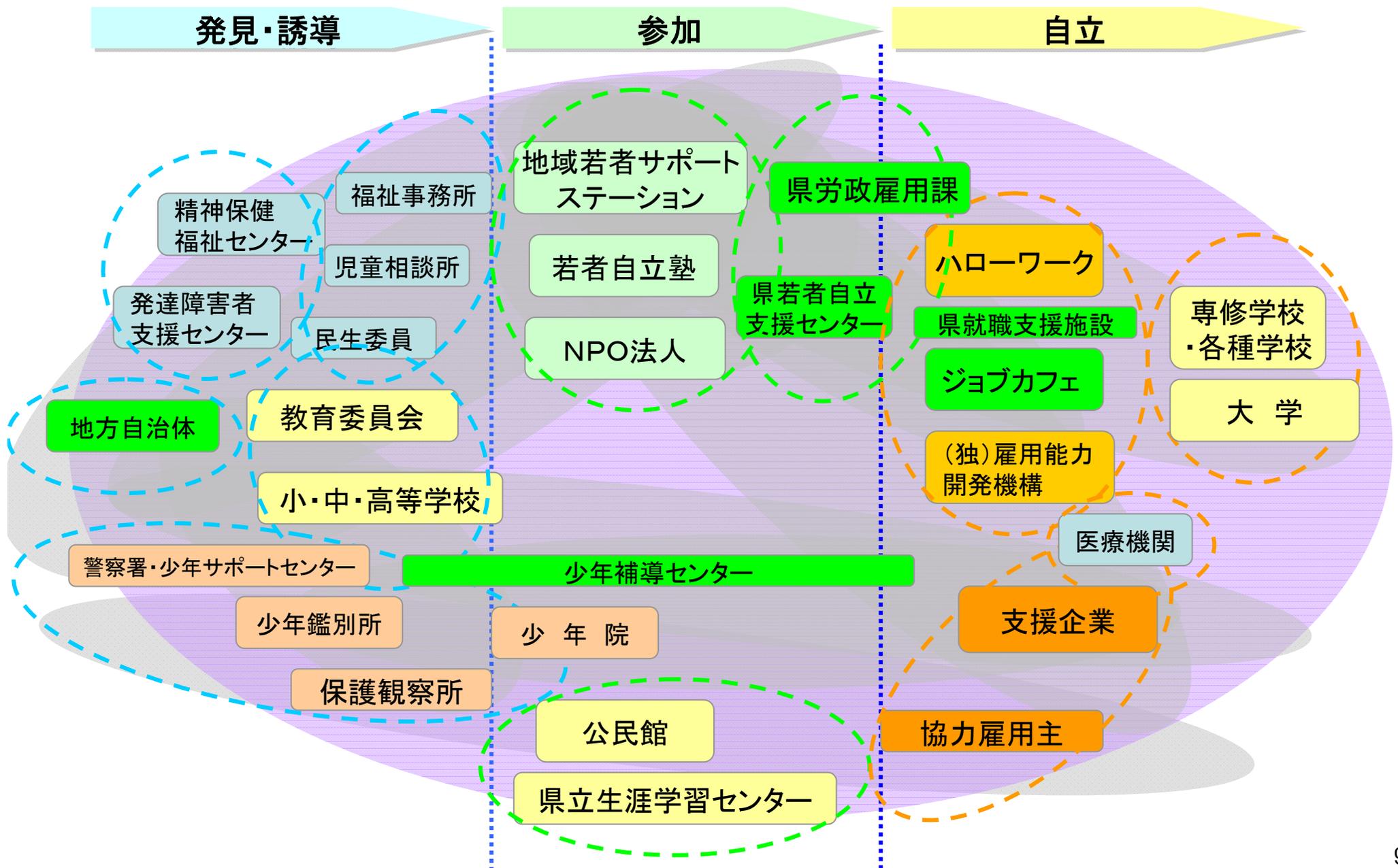
□ こうした現状をもとに、関係機関を整理すると、（別添1）のようになる。

それをもとに、標準的な関係機関のネットワークモデル例を示すと、（別添2）のような形になる。

□ 今後は、このネットワークモデルを参考に、ネットワークを広げていき、情報交換等連携を強化していくことが期待される。

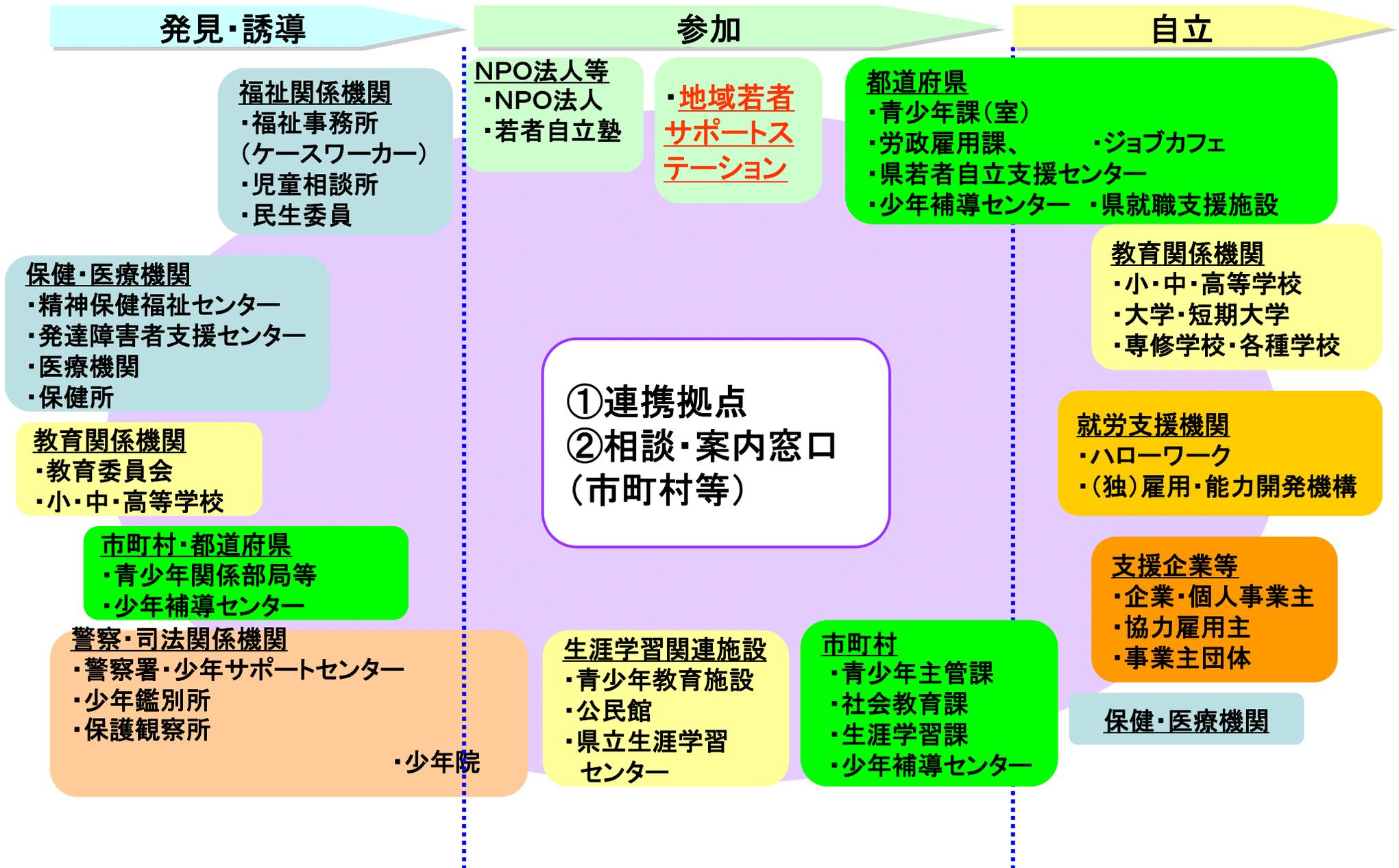
若者自立支援に係る関係機関の連携・ネットワーク図の現状

(別添1)



若者自立支援に係る関係機関の連携・ネットワーク標準モデル

(別添2)



地域における若者支援(「ネットワーク、個人情報の取扱いに対する考え方」取りまとめ)

2. 個人情報の共有

➔ 関係機関が情報を適切に共有する。

□ 「個人情報については、本人の同意を得たものについて、第三者に提供することとすれば、基本的な問題は生じない。」と考えられる。

(1) 若者との信頼関係維持のため、個人情報の取扱いには十分な配慮が必要。

➔ 個人情報の第三者提供に際しては、本人の同意を得る。

(2) 同意したことを確実に認識できる方法とすることが望ましい。

➔ 本人の同意は、書面に署名（押印）する方法で得る。

(3) 個人情報の①提供先、②提供される内容、③提供先における利用目的を明らかにする。



英国の若者支援プログラム「コネクションズ」について



1. 事業の趣旨



■ コネクションズ(若者支援総合窓口)

目的	全ての若者に、人生のより良いスタートを切ってもらふこと。 ニート対策を主な狙いとする。
対象者	13~19歳までのすべての若者 全員の①氏名、②誕生日、③住所、④教育を受けている場所を登録し、把握。
支援の対象となる問題	若者の抱えるあらゆる問題の改善・解決の支援。 (学習、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグ・アルコール、予期せぬ妊娠・育児等) これらの問題の予防・取締的要素もあり。
組織	● 窓口:290箇所以上 → 学校、警察、職業安定所や住宅・健康などを担当する公的機関、若者支援NPOなどが参加。 ● 児童・学校・家庭担当省に設置
手法	● 相談員(約8,800人以上)が、進学した若者に対しては1年に1度接触するとともに、ニートの若者に対しては3か月に1度接触して支援を実施。 ● ある若者には、一人の相談員ですべてを対応。
予算規模	約1,100億円

2. 英国と日本の違い



① 各省横断

- 英国では、1人の相談員がすべてを対応。
- 日本では、目的別に機関が分かれている。

- ↓
- | | |
|-----------------------|------|
| → 就職支援・ハローワーク(厚労省) | } 連携 |
| → ジョブカフェ(都道府県) | |
| → 非行・警察 | |
| → ニート・主にNPO | |
| → 教育・学校は就学者のみ | |
| → その他・中退者などはケアから漏れている | |

② 全員登録

- イギリスは、13~19歳の全員をフォロー個人情報(氏名、誕生日、住所、教育を受けている場所)

③ 行政の在り方

- アウトリーチ
 - 英国は相談員が出かけて行って、全員に会う。
 - 日本の行政は、来た人だけ相手。来ない人には、なかなか手が差し伸べられない。